

チ。ラ。リ

～個性あふれるまちづくりへ～

第17号 平成16年5月24日発行

○発行:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集:伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局:西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670



第16回合併協議会開催

平成16年4月27日(火)第16回合併協議会が伊方町民会館で開催されました。

前回提案された「財産の取扱い」、「地域審議会の取扱い」について確認がなされました。

また、「新町将来構想の策定および新町建設計画の作成」については最終案が承認され、県との正式協議終了後に再度、合併協議会で確認がなされることとなりました。

**第十六回
合併協議会報告**

平成十六年
四月二十七日(火)
伊方町民会館

1、報告された事項

○小委員会報告

(別途記載のとおり)

2、確認された事項

(別途記載のとおり)

3、協議された事項

次の事項について提案され、次回以降確認されることになりました。

【新規協議】

○各種事務事業

(奨学資金貸与事業)の取扱い

○各種事務事業

(農業振興事業)の取扱い



協議第6号

○財産の取扱いについて

伊方町、瀬戸町及び三崎町の所有する財産、公の施設及び債務は合併期日前日の決算をもって、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、伊方町及び瀬戸町が設置する次に掲げる目的基金は、従前の例によるものとする。

- (1)伊方町地区自治振興基金
- (2)伊方町農業水利推進基金
- (3)伊方町振興基金(仮称)
- (4)瀬戸町小規模下水道施設維持基金

協議第15号

○地域審議会の取扱いについて

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、新町において設置する。
地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項は、別紙のとおり定めるものとする。

※別紙の内容等については以下のとおり

☆地域審議会の設置について☆

地域審議会については、「キラリ第2号」でもふれましたが、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かに意見を反映していくことができるよう、創設された制度です。

主な項目は次のとおりです。(内容は一部抜粋しています)

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

名 称	設 置 区 域
伊方地区地域審議会	合併前の伊方町の区域
瀬戸地区地域審議会	合併前の瀬戸町の区域
三崎地区地域審議会	合併前の三崎町の区域

(設置期間)

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、新町の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ審議し、答申する。

- (1)新町建設計画の変更に関する事項
 - (2)新町建設計画の執行状況に関する事項
 - (3)地域振興のための基金の活用に関する事項
 - (4)新町の基本構想の策定及び変更に関する事項
 - (5)当該区域についてのみ行われる事務・事業に関する事項
- 2.審議会は、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べるができる。

(組織)

第4条 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事務所等に勤務する者で次に掲げる者の内から、町長が委嘱する。

- (1)公共的団体の役職員等
- (2)学識経験者

協議第22号 ○各種事務事業(国民健康保険事業)の取扱いについて

1.療養の給付の内容については、合併時に伊方町の制度に統一する。

(現況)	伊方町	瀬戸町	三崎町
療養の給付	国の制度どおり		
療養費	国の制度どおり		
高額療養費	国の制度どおり		
出産育児一時金(1件)	30万円	30万円	30万円
葬祭費(1件)	2万円	5千円	1万円

2.各種検診に対する助成事業は、新町においても実施するものとし、助成の内容については合併までに調整し、統一するものとする。

(現況)	伊方町	瀬戸町	三崎町
肺がん	300円	制度なし	
胃がん	500円	制度なし	
大腸がん	500円	制度なし	
子宮がん	400円	制度なし	

3.人間ドック費用の一部助成事業は、合併後に伊方町の制度をもとに統合するものとするが、対象者については、新町の国保運営協議会にて検討のうえ調整する。

(現況)	伊方町	瀬戸町	三崎町
対象者	厄年の国保加入者	制度なし	
助成額	41,000円	制度なし	

4.被保険者証は、三崎町の例によりカード化する。

(現況)	伊方町	瀬戸町	三崎町
被保険者証	世帯単位の被保険者証	カード化された個人単位の被保険者証	

5.高額療養費貸付事業については、合併時に伊方町の制度に統合する。

(現況)	伊方町	瀬戸町	三崎町
貸付金額	相当額の90%以内	相当額の95%以内	相当額の90%以内

6.国民健康保険運営協議会は、合併時に伊方町の組織を基本に統合する。

7.3町の所有する国民健康保険財政調整基金については、合併時に新町に引き継ぐものとするが、その額は、それぞれ国の示す基金保有割合(保険給付費の5%)以上を確保するものとする。

8.国民健康保険税の賦課方式及び軽減措置については、合併時に伊方町の制度に統合する。

9.納期については、6月から3月までの10期とする。

10.国民健康保険税の税率については、合併後3年を目途に、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営を確保することができる適正な税率を基準に統一するものとし、新町において段階的に調整する。

(現況)		伊方町	瀬戸町	三崎町
医療分	所得割額	6.0/100	7.2/100	8.07/100
	資産割額	40/100	52/100	69.7/100
	均等割額	1人につき 20,900円	1人につき 22,500円	1人につき 25,200円
	平等割額	1世帯につき 26,400円	1世帯につき 28,200円	1世帯につき 28,600円
介護分	所得割額	0.7/100	1.0/100	0.6/100
	資産割額	6.5/100	6.9/100	5.8/100
	均等割額	1人につき 5,500円	1人につき 6,400円	1人につき 5,500円
	平等割額	1世帯につき 3,700円	1世帯につき 3,400円	1世帯につき 3,400円
納期		6月から3月までの10期	6月から3月までの10期	7月から2月までの8期
軽減措置		2割・5割・7割の3段階	2割・5割・7割の3段階	4割・6割の2段階

11.国民健康保険直営診療所は、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお、4診療所の運営にあたっては、新町において「診療所連絡会(仮称)」を設置して、各診療所間の連絡調整を図ると共に、地域医療を担う中での位置づけを明らかにするとともに、本庁直轄管理のもとで均衡ある医療サービスの提供の観点に留意して、経営方針等の一本化を図るものとする。

(現況)	九町診療所	瀬戸診療所	串診療所	二名津診療所
所在地	九町1-597-1	三机2587	串466	二名津623
建築年月日	昭和58年2月	平成14年6月	昭和56年2月	昭和54年3月
診療科目	内科・外科	内科・外科・小児科 放射線科・肛門科	内科・外科・小児科	内科・外科 整形外科
職員数	医師1 看護師3 事務員3(内臨職2)	医師2 看護師8(内臨職7) 事務員等12(内臨職9)	医師1 看護師3 事務員2(内臨職1)	医師1 看護師3 事務員2
出張診療所		大久出張診療所	正野出張所	名取出張診療所 釜木出張診療所
公債費残高	122,746,470円	326,907,000円	8,528,710円	6,865,784円

12.4診療所が有する施設設備に係る公債費及び三崎町が有する診療所関係の累積債務については、新町に引き継ぎ、一般会計から措置する繰入金によって処理するものとするが、繰出金の額及びその解消の期間については、新町において財政運営に支障が生じないよう調整するものとする。

平成14年度決算等の状況	伊方町	瀬戸町	三崎町
歳入合計 ①	127,321,163円	264,877,507円	243,337,564円
うち一般会計繰入 a	12,808,242円	0円	31,980,000円
歳出合計 ②	113,170,614円	257,829,015円	1,089,395,625円
歳入歳出差引 (①-②)	14,150,549円	7,048,492円	▲846,058,061円
単年度収支 ③	5,926,687円	▲6,896,255円	▲12,416,294円
繰入前の収支 (③-a)	▲6,881,555円	▲6,896,255円	▲44,396,294円
基金保有額	0円	98,196,192円	0円

第8回総務小委員会

平成16年4月19日(月)
伊方町役場4階全員協議会室

継続審議中の項目について協議されました。

◎町議会議員の任期及び定数の取扱いについて

先の小委員会において、3町議会代表者会議の結果を受けて審議を行うことで継続審議となっていたため、結果の報告を求めました。

☆3町議会議長による議会代表者会議の結果報告☆

- ・議会代表者会議については、多数決により存続が決定され、その後、小選挙区の定数配分の議案を追加議題とする提案がされた。
- ・その提案に対し、伊方町議会委員は議会代表者会議が存続となった旨を町議会に報告する手順が必要であり、本日は議題協議に応じる権限がないと主張した。
- ・協議を巡り3町議会間における認識の違いは大きく、伊方町議会委員は退席した。
- ・その後、瀬戸町及び三崎町議会委員は、挙手採決を行い、座長を除く全員が「定数は22名とし、そのうち3名を各町に配分し、残り19名を人口割りとする。」ことに賛同した。

この報告に関し、さらに3町議会議長から今までの協議経過や各町議会の考え方等について詳細の説明を受けて審議を行いました。

その結果、これまでの3町議会間の意見集約にあたっては、総務小委員会から各町議会議長に対して意見集約を依頼したことの見解と、議長や各町議会代表者会における委員の役割等についての認識の違いがあったこと。さらに、委員からは3町議会間での協議状況が、新町における住民の一体感醸成の方向性について十分に期待できるような結果になっていないのではないかと発言もあり、今回の小委員会において今後の方向性について審議を行い、結果を求めることは時期尚早であり、慎重に対応する必要があるとの結論にいたり、継続審議となりました。



第9回企画小委員会

平成16年4月23日(金)
伊方町役場4階全員協議会室

継続審議中の項目について協議されました。

◎新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について

事務局から新町建設計画(最終案)について説明がありました。

☆県からの意見照会の回答の主な指示事項☆

- ①道路整備事業のうち、県工事負担金について大幅な削減が行われた。
理由は、県の道路整備5力年計画に掲載のない事業負担金は計画に登載できないということ。
- ②国・県の補助制度等の変更に伴う財源修正を求められた。

☆専門部会及び幹事会の対応策☆

- ①道路整備事業の県工事負担金の財源として充当していた合併特例債については、後年度の道路財源として留保し調整すること。
- ②国・県の補助制度等の変更に伴う財源修正を行い調整すること。
- ③合併特例債の配分については、各町の総額の見直しは行わないということで調整し、国や県の補助金の変更に伴う合併特例債の充当は、各町の枠の範囲内で調整すること。
- ④全体としては県の指示に伴う必要最小限度の修正として、今後、県との事前協議に望むことで調整すること。

修正後の本文及び個別事業等の説明を受けた後、審議に入り、道路事業の継続的な整備が必要との意見や、県補助事業の考え方などについての説明を求める意見が出されましたが、最終案のとおり承認することとし、第16回合併協議会へ提案することを了承しました。

今後は、第16回合併協議会において承認をいただき、県との事前協議及び正式協議を一体として進めることとなります。

県との事前協議から正式協議が完了するまで約2ヶ月程度必要といわれていますが、県との手続きが完了して、「異議がない旨の回答」があった時点で、企画小委員会にて確認をし、その後、合併協議会での最終決定をいただき、新町建設計画を作成していくということで、その最終決定までの間は継続審議といたしました。



ご意見をお寄せ下さい!

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

* 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局 *

Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

* 伊方町役場企画財政課 *

Tel: (0894) 38-0211(代)
Fax: (0894) 38-1373(代)

* 瀬戸町役場総務課 *

Tel: (0894) 52-0111(代)
Fax: (0894) 52-0570(代)

* 三崎町役場総務課 *

Tel: (0894) 54-1111(代)
Fax: (0894) 54-1988(代)